

# こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り  
令和2年4月



## 新型コロナウイルス感染症発生時の 対策を確認しましょう！！

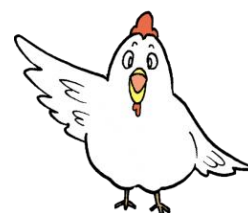


農林水産省から、畜産事業者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応および事業継続に関する基本的なガイドラインが発表されました。

「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応  
及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

[http://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_tik.pdf](http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf)

万が一、従事者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、業務継続を図るため、別紙およびガイドラインを確認し、予防および対策を実施しましょう。



家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440